

第74期 年次報告書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで



株式会社 **ナカボーテック**

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におきましては、老朽化した社会インフラに対する維持管理、長寿命化への取り組みが続くなか、引き続き、港湾施設の防食による保全案件が、漁港、民間施設を含め幅広く出件されました。このような状況のもと、当社は営業・開発体制の強化を図り、需要の掘り起しや将来への種蒔きに注力してまいりました。

受注高は、港湾部門の伸びにより10,689百万円と海生生物付着防止（防汚）の大型工事受注を含んだ前事業年度とほぼ同水準となり、売上高は10,926百万円と前事業年度を僅かに上回りました。受注残高は、前事業年度末に比べ236百万円減の1,766百万円となりました。

損益面では、体制強化に伴うコスト増や外形標準課税の負担増があったものの、一部大型工事の利益率及び原料コストの改善効果により増益となりました。経常利益は、前事業年度に比べ45百万円増の851百万円となり、当期純利益は、税率引き下げの影響もあり、同70百万円増の575百万円となりました。

各事業別の概況は以下のとおりであります。

港湾事業は、引き続き堅調に推移し、受注高は前事業年度に比べ570百万円増の6,143百万円、売上高は同638百万円増の6,164百万円となりました。

地中事業は、大型案件が少なかったことから、受注高は前事業年度に比べ152百万円減の2,461百万円、売上高は同237百万円減の2,436百万円となりました。

陸上事業は、受注高は防汚の大型工事を含んだ前事業年度に比べ566百万円減の980百万円となり、売上高は同97百万円減の1,321百万円となりました。

その他事業は、受注高は前事業年度並みの1,104百万円、売上高は海外の大型工事の完成がなかったことから、同222百万円減の1,004百万円となりました。

なお、当期の期末配当につきましては、当初1株当たり50円を予定しておりましたが、当期の業績が当初予想を上回ることとなりましたので、1株当たり5円増配の55円とさせていただきます。存じます。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

事業別売上高は、次表のとおりであります。

(単位：百万円)

事業区分	販売区分	第 74 期 (当事業年度)		第 73 期		対前期増減率 (%)
		売上高	構成率 (%)	売上高	構成率 (%)	
港湾事業	完成工事高	5,321	48.7	4,823	44.5	10.3
	製品等売上高	842	7.7	701	6.5	20.0
	計	6,164	56.4	5,525	50.9	11.6
地中事業	完成工事高	2,343	21.4	2,558	23.6	△8.4
	製品等売上高	93	0.9	115	1.1	△19.4
	計	2,436	22.3	2,674	24.7	△8.9
陸上事業	完成工事高	771	7.1	878	8.1	△12.2
	製品等売上高	549	5.0	539	5.0	1.8
	計	1,321	12.1	1,418	13.1	△6.9
RC事業	完成工事高	839	7.7	796	7.3	5.4
	製品等売上高	65	0.6	81	0.8	△19.6
	計	905	8.3	878	8.1	3.1
国際事業	完成工事高	18	0.2	269	2.5	△93.1
	製品等売上高	81	0.7	80	0.7	1.3
	計	99	0.9	349	3.2	△71.5
全社合計	完成工事高	9,295	85.1	9,327	86.0	△0.3
	製品等売上高	1,631	14.9	1,519	14.0	7.4
	計	10,926	100.0	10,846	100.0	0.7

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

引き続き、借入金残高はゼロで推移しております。

② 設備投資

当事業年度の設備投資額は50百万円で、その主な内容は、鋳造用鋳型の更新及び計測機器等であります。

(3) 財産及び損益の状況

当事業年度及び過去3年間の業績の推移は次表のとおりであります。

区 分	第 71 期	第 72 期	第 73 期	第 74 期 (当事業年度)
受 注 高 (百万円)	11,669	11,566	10,810	10,689
売 上 高 (百万円)	12,259	11,080	10,846	10,926
経 常 利 益 (百万円)	1,262	895	806	851
当 期 純 利 益 (百万円)	770	545	504	575
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	149円14銭	105円50銭	97円69銭	111円32銭
総 資 産 (百万円)	10,275	10,173	9,980	10,461
純 資 産 (百万円)	6,349	6,511	6,780	7,105
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,228円64銭	1,260円35銭	1,312円36銭	1,376円34銭

(注) 受注高等の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

今後の事業活動におきましては、依然として公共投資の量的制約、競争入札による競争の激化、資材・労務費の高騰、与信リスクの高まり等のダウンサイド・リスクを認識する必要がありますが、公共投資の方向は、ライフサイクル・コスト低減の観点から、設備の延命化を目的とする当社防食事業にとって追い風であると認識しております。

このような判断、現状認識の下、当社は以下のことを対処すべき課題とし、全社一丸で取り組んでおります。

1. 事業毎に技術に裏打ちされた提案営業を徹底し、防食効果の経済性を市場に浸透させ、既存の更新にとどまらず、無防食設備や従来認識されていなかった新たな対象の「掘り起こし」を図る。
2. 事業で培った技術力、営業力を総合的に活かし、新商品、新事業の展開を加速する。
3. 生産性向上、更なるコスト・ダウンの継続により、競争力と収益力の維持を図る。
4. 人材を確保・育成し、将来想定される事業環境の変化に柔軟に対応できる組織体制を構築する。

以上の実施に加え、日常の事業活動におけるたゆまぬ努力により、企業価値を高め、配当可能利益の確保に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社は電気防食工事、被覆防食工事、塗装防食工事及び腐食環境調査等総合的な防食に関する事業を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおります。

なお、当社は建設業法に則り特定建設業「(特-27) 第4101号」許可のもとに、事業を行っております。

(6) 主要な事業所及び使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都中央区	営業所	
支店		北海道営業所	北海道札幌市
東北支店	宮城県仙台市	北陸営業所	新潟県新潟市
東関東支店	千葉県市原市	福島営業所	東北支店内
東京支店	東京都中央区	四国営業所	香川県高松市
名古屋支店	愛知県名古屋市	南九州営業所	鹿児島県鹿児島市
大阪支店	大阪府大阪市	沖縄営業所	沖縄県那覇市
中国支店	広島県広島市	工場・調達	
九州支店	福岡県福岡市	製造・調達部	埼玉県上尾市
		研究所	
		技術開発センター	埼玉県上尾市

② 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
256名	2名増	41.5歳	15.8年

(注) 使用人数には再雇用者（エルダー社員）、パート及びアルバイト等人員は含めておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

なお、三井金属鉱業株式会社は、当社の株式を1,562千株（自己株式42,388株を控除した持株比率30.25%）保有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(8) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 19,020,000株
(2) 発行済株式の総数 5,205,000株
(3) 株主数 644名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
三井金属鉱業株式会社	1,562,000	30.25
ナカボーテック社員持株会	395,391	7.65
ナカボーテック取引先持株会	379,000	7.34
日本生命保険相互会社	135,000	2.61
中川哲央	128,700	2.49
有限会社福田商事	104,000	2.01
株式会社三井住友銀行	100,000	1.93
三井住友信託銀行株式会社	100,000	1.93
合同会社ワイズ	100,000	1.93
川部英子	68,000	1.31

(注) 持株比率は自己株式（42,388株）を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	名 井 肇	最高業務執行責任者
代表取締役副社長	渡 辺 多喜男	執行役員事業統括本部長兼事業統括本部東京支店(除く北海道営業所・北陸営業所)、経営企画室主管
取 締 役	高 橋 徹	執行役員事業統括本部東京支店長
取 締 役	仲 谷 伸 人	執行役員事業開発本部長兼情報システム室、品質保証室主管兼事業開発本部技術開発センター長
取 締 役	霜 出 行 雄	執行役員事業統括本部大阪支店、経理部、総務部、安全環境室主管
取 締 役	真 殿 宏	執行役員内部監査室、製造・調達部主管兼製造・調達部長
取 締 役	藤 原 博 方	執行役員事業統括本部営業統括部、東京支店北海道営業所・北陸営業所、東関東支店主管兼事業統括本部営業統括部長
取 締 役	中 川 哲 央	
取 締 役	木 部 久 和	三井金属鉱業株式会社常務執行役員関連事業統括部長兼金属事業本部銅事業統括部長
常 勤 監 査 役	綾 部 靖 彦	
監 査 役	門 脇 隆	三井金属鉱業株式会社常勤監査役
監 査 役	清 水 律 男	三井金属鉱業株式会社関連事業統括部管理部長
監 査 役	小 畑 明 彦	弁護士

- (注) 1. 取締役中川哲央氏及び木部久和氏は、社外取締役であります。
2. 監査役門脇隆氏、清水律男氏及び小畑明彦氏は、社外監査役であります。
 なお、当社は、監査役小畑明彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出ております。
3. 監査役清水律男氏は、三井金属鉱業株式会社の経理業務を長年にわたり担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役大島敬氏は辞任により、常勤監査役中村哲氏は任期満了により、平成28年6月29日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	155,192千円 (5,580千円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	25,751千円 (7,890千円)
合計 (うち社外役員)	15名 (6名)	180,943千円 (13,470千円)

- (注) 1. 上記人員には、平成28年6月29日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成6年6月30日開催の第51期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月30日開催の第51期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
- ・平成28年度役員退職慰労引当金

取締役	10名分	17,260千円（うち社外取締役3名に対し60千円）
監査役	5名分	2,090千円（うち社外監査役3名に対し90千円）
5. 当社は役員賞与を廃止しており、支給額には役員賞与は含まれておりません。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成28年6月29日開催の第73期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役及び社外取締役に對し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

- ・監査役 1名に対し13,102千円
- ・社外取締役 1名に対し90千円

ハ. 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、以下のとおり、取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

取締役の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会で承認された方法に基づいて決定しており、定額報酬（月額）のみを支給いたします。定額報酬は、各取締役の役位、職責、役割及び経営目標の達成等を考慮し決定いたします。

監査役の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定しており、定額報酬（月額）のみを支給いたします。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役木部久和氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社の常務執行役員 関連事業統括部長兼金属事業本部銅事業統括部長を兼務しております。
 - ・監査役清水律男氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社の関連事業統括部管理部長を兼務しております。
- ② 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役中川哲央氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、創業者による創業の精神に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
 - ・取締役木部久和氏は、平成28年6月29日就任以降開催された取締役会10回のうち8回に出席し、関係会社の業務執行者としての幅広い経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
 - ・監査役門脇隆氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席、また監査役会8回のうち7回に出席し、関係会社の監査役としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
 - ・監査役清水律男氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席、また監査役会8回全てに出席し、関係会社の業務執行者としての豊富な経験と知見に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
 - ・監査役小畑明彦氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席、また監査役会8回全てに出席し、弁護士としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から当社の経営上有用な発言等を行っております。

4. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 現在の業務停止処分に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項
該当事項はありません。
- (5) 責任限定契約に関する事項
該当事項はありません。
- (6) 会計監査人に対する報酬等の額
- | | |
|---------------------------|----------|
| ① 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 18,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 18,000千円 |
- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査実績との整合性及び職務遂行状況、並びに報酬見積の算出根拠の相当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- (7) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容
該当事項はありません。
- (8) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。
- また、監査役会は、当社の都合により、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定するほか、会計監査人の責に帰すべき事由等により監査契約を継続することができないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- なお、いずれの場合も監査役会は、株主総会に提出する新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長が「社是」、「経営理念」及び「行動基準」の精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。
- ② 取締役会規則等の社内規則により各取締役の権限を明確にし、更に社外取締役制の導入により、各取締役の職務執行の透明性を向上させ、適正な職務の執行が行われる体制としております。
- ③ 内部監査室の実効性を高め、監査役・会計監査人・内部監査室の3者による監査体制の確立を図ることとしております。
- ④ 法令上疑義のある行為等について、外部専門家を窓口にする内部通報制度(ホットライン)の運用等により、その適合性確保を図っております。
- ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断すると共に、警察等関連機関とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できることとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクカテゴリー毎の責任部署及び各種委員会並びに新たに生じたリスク、その他の対応機関としてのリスクマネジメント委員会を設置し、それぞれが規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うとともに各種リスクに対応し、経営方針会議が総括的に管理しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ② 開催にあたり、各取締役に事前に取締役会資料を配布し、必要に応じ議案の説明をしております。

- ③ 取締役会が定める年度経営方針及びそれに基づく数値目標、並びにその他の重要事項については、経営方針会議と執行役員制度を導入し、迅速な業務執行とその実現を目指しております。
- ④ 執行役員は取締役会での決定事項を各部門へ浸透させ、各部門は目標に向けて、具体的な行動計画の策定及び予算の策定並びに月次・四半期業績管理を実施しております。取締役会、経営方針会議では状況を定期的にレビューしております。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムを構築し、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関連法令等との適合性を確保することとしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の事務補助は総務部が行い、その人選については、監査役の意見を参考として決定を行っております。

任命を受けた使用人は、取締役から独立して監査役の指示の下で業務を行います。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

法令及び社内規則に従って、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を報告しております。

(8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行いません。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認めております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、内部監査室との連携を確保し、社長又は会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を実施しております。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役の職務の適正性及び職務の執行が効率的に行われることに対する取り組み

当社は、当事業年度において取締役会を13回開催し、取締役会に上程する審議事項に関する資料は、出席者が十分な準備を行えるように事前配布とし、必要に応じて議案の事前説明を行っております。取締役会では取締役及び監査役は上程された審議事項について活発な意見交換を行っております。

社外役員は、独立した立場にて専門的見地から意見を表明し、取締役の業務執行に関し提言を行っております。また、社外役員は工事施工現場の視察を実施するなど幅広い理解の促進を図っております。

経営方針会議と執行役員制度を導入し、取締役会が定める年度経営方針及びそれに基づく数値目標並びにその他重要事項について、迅速な業務執行とその実現に取り組んでおります。当事業年度において経営方針会議を21回開催いたしました。

(2) コンプライアンスに対する取り組み

法令遵守が企業活動の前提であることを社内へ徹底し、監査役・会計監査人・内部監査室によるモニタリングを実施することで、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。また、不祥事や問題の発生を未然に防止するため、外部の弁護士事務所を通報窓口とする内部通報制度を設け、社内へ周知をしております。

(3) リスク管理に対する取り組み

当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント委員会を主体に運用をし、当事業年度において、12回開催いたしました。同委員会では、各種リスクの把握やその対応について協議をし、その状況を経営方針会議に報告をしております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されており、当事業年度において8回開催いたしました。監査役会では、各監査役が監査に関する重要な事項について報告をし、協議・決議を行っております。

監査役は、取締役会ほか、経営方針会議などの重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認しております。

また、監査役は、取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリング機会の設定、内部監査室との連携及び社長、会計監査人との間の定期的な意見交換を実施し、監査の実効性を図っております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	9,440,336	流動負債	2,412,894
現金預金	758,693	支払手形	800,165
受取手形	1,151,367	工事未払金	642,365
完成工事未入金	3,592,048	買掛金	99,975
売掛金	389,430	未払金	59,769
商品及び製品	270,376	未払費用	70,738
未成工事支出金	53,915	未払法人税等	332,038
材料貯蔵品	46,723	未払消費税等	33,397
関係会社預け金	2,986,256	未成工事受入金	30,242
前払費用	43,834	完成工事補償引当金	18,748
繰延税金資産	139,463	工事損失引当金	5,535
その他	11,822	賞与引当金	297,000
貸倒引当金	△3,593	その他	22,916
固定資産	1,021,279	固定負債	943,215
有形固定資産	386,824	退職給付引当金	838,766
建物・構築物	177,178	役員退職慰労引当金	74,515
機械・運搬具	8,205	資産除去債務	27,640
工具器具・備品	82,146	その他	2,293
土地	115,471	負債合計	3,356,109
その他	3,823	純資産の部	
無形固定資産	24,498	株主資本	7,035,119
投資その他の資産	609,956	資本金	866,350
投資有価証券	211,258	資本剰余金	753,385
破産更生債権等	11,865	資本準備金	753,385
繰延税金資産	283,560	利益剰余金	5,441,754
長期差入保証金	113,292	利益準備金	197,611
長期未入金	1,846	その他利益剰余金	5,244,143
貸倒引当金	△11,866	固定資産圧縮積立金	28,600
		別途積立金	600,000
		繰越利益剰余金	4,615,543
		自己株式	△26,370
		評価・換算差額等	70,386
		その他有価証券評価差額金	70,386
資産合計	10,461,616	純資産合計	7,105,506
		負債・純資産合計	10,461,616

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月 31日)

科 目	内 訳	金 額
	千円	千円
売 上 高		
完成工事高	9,295,066	
製品等売上高	1,631,752	10,926,819
売 上 原 価		
完成工事原価	7,283,950	
製品等売上原価	923,971	8,207,921
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	2,011,116	
製品等売上総利益	707,781	2,718,898
販売費及び一般管理費		1,905,073
営業利益		813,824
営業外収益		
受取利息配当金	22,631	
その他	14,971	37,603
営業外費用		
その他		16
経常利益		851,411
特別損失		
固定資産除却損		105
税引前当期純利益		851,305
法人税、住民税及び事業税		312,660
法人税等調整額		△36,383
当期純利益		575,028

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	資 剰 余 合 計	本 金 計	利 益 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	866,350	753,385	753,385	197,611	28,600	600,000	4,298,832	5,125,043
期 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△258,317	△258,317
当 期 純 利 益							575,028	575,028
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の 期中の変動額(純額)								
期 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	316,711	316,711
当 期 末 残 高	866,350	753,385	753,385	197,611	28,600	600,000	4,615,543	5,441,754

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△21,688	6,723,090	56,998	56,998	6,780,088
期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△258,317			△258,317
当 期 純 利 益		575,028			575,028
自 己 株 式 の 取 得	△4,681	△4,681			△4,681
株主資本以外の項目の 期中の変動額(純額)			13,388	13,388	13,388
期 中 の 変 動 額 合 計	△4,681	312,029	13,388	13,388	325,417
当 期 末 残 高	△26,370	7,035,119	70,386	70,386	7,105,506

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券 : その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ :

時価法

たな卸資産 : 未成工事支出金

個別法による原価法

: 商品・製品・材料貯蔵品

月次総平均法による原価法

(貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 : 定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産 : 定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 完成工事補償引当金 : 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当期完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- 工事損失引当金 : 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- 賞与引当金 : 従業員の賞与支払いに備えるため、翌期支給見込額の当期負担額を計上しております。
- 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金 : 役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく必要設定額を計上しております。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

為替相場の変動等により損失の可能性がある外貨建売上及び仕入の予定取引について、これと同一通貨の為替予約を契約することにより、当該リスクをヘッジしております。

③ ヘッジ方針

ヘッジの手段であるデリバティブ取引（為替予約）は実需の範囲内で行う方針としております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の残高とヘッジ対象である予定取引とは重要な条件がほぼ同じであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判断を省略しております。

(2) 消費税等（消費税及び地方消費税）の会計処理は税抜方式によっております。

(3) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

6. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額： 1,377,212千円
2. 保証債務
財形持家融資制度及び住宅資金斡旋制度に基づく、従業員の銀行借入に対する保証であります。
保証債務額： 2,452千円
3. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は896千円であります。
4. 関係会社債権債務
関係会社債権： 2,986,256千円
関係会社債務： 5,474千円

損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額： 5,139千円
2. 関係会社との取引高
営業取引高
売上高： 一千円
仕入高： 399千円
その他の営業取引高： 19,796千円
営業外取引高
預け金に係る利息等： 16,501千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,205,000	—	—	5,205,000
合計	5,205,000	—	—	5,205,000
自己株式				
普通株式(注)	38,649	3,739	—	42,388
合計	38,649	3,739	—	42,388

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3,739株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	258,317	利益剰余金	50	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	283,943	利益剰余金	55	平成29年3月31日	平成29年6月30日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
貸倒引当金	4,742
賞与引当金	91,654
未払事業税	21,255
賞与引当金に係る未払社会保険料	14,902
退職給付引当金	256,984
役員退職慰労引当金	22,816
完成工事補償引当金	5,785
工事損失引当金	1,708
有価証券退職給付信託拠出損	31,791
資産除去債務	8,479
その他	8,847
繰延税金資産計	<u>468,968</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△31,064
固定資産圧縮積立金	△12,622
その他	△2,258
繰延税金負債計	<u>△45,944</u>
繰延税金資産の純額	<u>423,023</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主

な項目別内訳	
法定実効税率	30.86%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.77%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.04%
住民税均等割等	1.87%
税額控除	△1.26%
その他	0.25%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>32.45%</u>

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金調達の一必要が生じた場合には、主に銀行からの借入による方針であります。デリバティブ取引は、為替の変動リスクの軽減を主眼とし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形、完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用調査資料等により取引先の信用力を評価し、取引の可否を決定しております。

関係会社預け金は、銀行預金と同じ取扱いであり、払出しは自由であることから、リスクは無いと判断しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、工事未払金及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権債務管理要領に従い、営業債権について、各支店・営業所の営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクはほとんど無いと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理につきましては、決裁権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経理部門が決裁者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金預金	758,693	758,693	—
(2) 受取手形	1,151,367	1,151,367	—
(3) 完成工事未収入金	3,592,048	3,592,048	—
(4) 売掛金	389,430	389,430	—
(5) 関係会社預け金	2,986,256	2,986,256	—
(6) 投資有価証券			
その他有価証券	209,608	209,608	—
(7) 長期未収入金	1,846	1,852	△6
(8) 支払手形	(800,165)	(800,165)	—
(9) 工事未払金	(642,365)	(642,365)	—
(10) 買掛金	(99,975)	(99,975)	—
(11) 未払金	(59,769)	(59,769)	—
(12) 未払法人税等	(332,038)	(332,038)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- (1) 現金預金、(2) 受取手形、(3) 完成工事未収入金、(4) 売掛金、並びに(5) 関係会社預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (7) 長期未収入金

長期未収入金の時価については、回収期間により国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算出しております。

- (8) 支払手形、(9) 工事未払金、(10) 買掛金、(11) 未払金、並びに(12) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)	1,650
② 長期差入保証金(*2)	113,292

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(*2) 貸借物件において預託している長期差入保証金は、市場価格がなく、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金預金	758,693	—
受取手形	1,151,367	—
完成工事未収入金	3,592,048	—
売掛金	389,430	—
関係会社預け金	2,986,256	—
長期未収入金	—	1,846

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	三井金属鉱業株式会社	東京都品川区	42,129,465	総合非鉄電子材料銅箔事業	(被所有)直接 30.4	余剰資金の預入れ 営業上の取引 役員の兼任	余剰資金の預入れ 利息の受け取り	△483,498 16,501	関係会社預け金	2,986,256

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

余剰資金の預入れについては、三井金属鉱業株式会社における関係会社預り金制度に基づくものであり、預け金に付される利息については、市場金利を勘案した上で、同社と利率を決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,376円34銭
2. 1株当たり当期純利益	111円32銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

株式会社 ナカボーテック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田島 祥朗 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 戸谷 且典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカボーテックの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

株式会社ナカボーテック 監査役会

監査役(常勤)	綾 部 靖 彦	㊟
監 査 役	門 脇 隆	㊟
監 査 役	清 水 律 男	㊟
監 査 役	小 畑 明 彦	㊟

(注) 監査役門脇隆、清水律男及び小畑明彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

取締役・監査役及び執行役員（平成29年6月29日現在）

代表取締役社長 最高業務執行責任者	名 井	肇 *
代表取締役副社長	仲 谷 伸	人 *
取締役	霜 出 行	雄 *
取締役	真 殿	宏 *
取締役	藤 原 博	方 *
取締役	阿 武 宏	明 *
取締役	中 川 哲	央
取締役	木 部 久	和
常勤監査役	綾 部 靖	彦
監査役	門 脇	隆
監査役	清 水 律	男
監査役	小 畑 明	彦
執行役員	篠 田 吉	央
執行役員	南 正	信
執行役員	治 田 富	雄
執行役員	野 原 靖	之
執行役員	吉 田 倫	夫
執行役員	今 井	靖

（*執行役員を兼務）

- （注） 1. 取締役 中川哲央、木部久和の2氏は社外取締役であります。
 2. 監査役 門脇隆、清水律男、小畑明彦の3氏は社外監査役であります。

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会・期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

・住所変更、単元未満株式の買取のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

・未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

公告方法

電子公告により、当社のホームページに掲載いたします。

<http://www.nakabohtec.co.jp/koukoku/index.html>

ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載いたします。